

とちぎの旬彩店登録要領

制 定 平成22年4月1日 とちぎ農マ協第62号
一部改正 平成24年4月1日 とちぎ農マ協第29号

(目 的)

第1条 この要領は、栃木県内で生産された地域の特色ある農産物や安全・安心な農産物を使用した料理を提供する店舗をとちぎの旬彩店（以下「旬彩店」という。）として登録し、消費者へのPRを図ることにより、“とちぎブランド農産物”の認知度の向上や県産農産物の利用促進を図ることを目的とする。

(対 象)

第2条 登録を申請できる者は、県外の飲食店（店内で飲食ができる菓子店を含む）とする。

(登録要件)

第3条 登録を希望する者は、次の各号のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 県産農産物（畜産物及び水産物を含む）を、料理等で提供していること。
- (2) 県産農産物を利用していることを、メニュー、店内、店頭又はホームページ等で明示すること。

(登録の申請)

第4条 登録を希望する者は一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会長（以下「協会長」とする。）へ登録申請書（様式第1号）を提出しなければならない。ただし、とちぎ和牛提供店については、登録申請書（様式第1-2号）により登録店になることができる。

(登録の決定)

第5条 協会長は、登録の申請があった場合、当該申請の内容を確認し、必要に応じ申請書を提出した者（以下「申請者」という。）の施設等を調査することができる。

2 協会長は、申請内容が要件に適合していると認められるときは、登録の決定を行い、当該申請者に登録証を交付するものとする。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、登録を決定した日から2年間とする。

- 2 登録を認められた者（以下「登録店」という。）は、登録の有効期間終了後も引き続き登録を希望する場合は、再登録申請書（様式第2号）により登録の申請を行うものとする。

(届 出)

第7条 登録店は、次の各号のいずれかに該当するときは、申請事項変更等届出（様式第3号）により速やかに届け出なければならない。

- (1) 店舗の住所または電話番号を変更したとき。
- (2) 店舗の代表者の氏名を変更したとき。
- (3) 登録を辞退するとき。

(登録の取消し)

第8条 協会長は、登録店が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の2項の登録の決定を取り消すことができる。

- (1) 登録要領を遵守できない場合
- (2) 第5条1項に基づく調査に応じない場合
- (3) JAS法及び食品衛生法等関係法令に違反し、指導又は命令を受けた場合
- (4) 消費者の信用並びに県産品のイメージを著しく失墜させる行為を行った場合
- (5) 第7条の(3)に基づき、辞退の届け出があった場合

2 登録を取り消された場合は、速やかに登録証を返還するものとする。

附則 この要領は平成22年4月1日から施行する。

この要領は平成24年4月1日から施行する。